

3、認知症高齢者グループホームに係わる情報提供の項目

(平成 18年 9月 29日)

1) 事業主体の概要

グループホーム名	グループホーム和みの家	事業主体名	有限会社 辛卯
		代表者名	代表取締役 井ノ上和代

2) 事業の目的及び運営の方針

日常生活における援助活動等を行うことにより認知症の進行を穏やかにし、認知症高齢者が精神的に安定して健康で明るい生活を送れるように支援することを目的とする。 地域との交流を図り、利用者の「回復」「自立」を促すようにサービスの提供に努める。

3) 組織の概要

所在地及び連絡先	〒 893-0008 鹿屋市西大手町8190-1 TEL0994-40-7855 FAX0994-40-7866		
交通の便(最寄りの交通機関等)	鹿屋バスセンターより徒歩5分		
開設年月日	昭和 平成 17年 10月 12日	ユニット数と利用定員	2 ユニット 定員 18名
グループホームの併設施設 (併設施設からのサービスがあればご記入下さい。)			

4) 建物の概要

都市計画法上の用途地域	無指定		
建物形態	<input checked="" type="checkbox"/> 単独型 <input type="checkbox"/> 併設型		
建物構造	(木造平屋)造り (平屋建ての 1階部分)		
広さ	敷地面積(508.56)㎡ 延床面積(496.92)㎡ 1室あたりの居室面積 (10.06)㎡		
二人部屋の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		

5) 利用料等(入居者の負担額)

家賃(月額)	(33,000)円	
保証金の有無(入居一時金)	なし	
	有の場合償却の有無	なし
食費	朝食()円	昼食()円
	夕食()円	オヤツ()円
	又は1日(600)円	
その他の費用と徴収方法		
名 目	徴収方法	金 額(円)
① 理美容代		
② おむつ代		
③ その他(布団リース代)	月額(現金又は銀行口座振込み)	1,500円
光熱水費	月額(現金又は銀行口座振込み)	7,500円

6) 入居者の概要

現在の入居者の状態	入居者人数(18)名 (男性(3)名 女性(15)名)
	要介護1(4名) 要介護2(5名) 要介護3(6名)
	要介護4(2名) 要介護5(1名)
	年齢(平均 84歳) (最低 75歳) (最高 95歳)
入居にあたっての条件	<input type="checkbox"/> 要介護1以上の要介護認定を受けていること <input type="checkbox"/> 集団生活が可能であること <input type="checkbox"/> 感染性の疾患がないこと
退去にあたっての条件	<input type="checkbox"/> 要介護認定で要支援および自立に変更されたとき <input type="checkbox"/> 心身の状況が集団生活に適さない状況に変化したとき <input type="checkbox"/> 本人、家族が退去を希望したとき <input type="checkbox"/> 利用料を3ヶ月以上入金しなかったとき

8) その他

提携医療機関名	医療法人碧仁会井ノ上病院	まつおか歯科医院
市町村との関係状況	市からの委託事業なし	
(事業を受託している場合の事業名等具体的にご記入下さい)		
入居者家族会等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
家族の面会時間の設定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (時～ 時)	<input checked="" type="checkbox"/> 無
介護相談員 注)等の受入状況	<input type="checkbox"/> 有 (具体的にご記入下さい)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 無	

注) 「介護相談員」とは、「介護相談員等派遣事業」(平成12年5月1日老発代73号厚生省老人保健福祉局長通知別添1)に基づき市町村より派遣され、介護サービスの提供の場において、サービスの提供者・利用者等の話を聞き、相談に応じる等の活動を行うものこと。

- ※ (1) 欄のある場所は、どちらかを 点でチェックして下さい。
 (2) 図面及び運営規程を添付して下さい。

(留意事項)

下線の項目は介護保険法施行規則第131条第1項第10号に該当する事項であることから、変更があった場合には10日以内に届け出る必要があるほか、下線の項目以外も含め、少なくとも1年の内一定の時期に一度(たとえば各年度末)情報を更新し都道府県知事に届け出るものとする。

